

**ポイント 1** **すぐに受け取り！**  
**積立期間は、最短1年から年単位で設定**

- ライフプランに合わせて、年金支払開始時期を、最短1年後から最長17年後まで年単位でご選択いただけます。
- △ 積立期間と年金支払期間の合計期間は20年間です。
- △ 年金支払開始日における被保険者のご年齢は、90歳以下である必要があります。

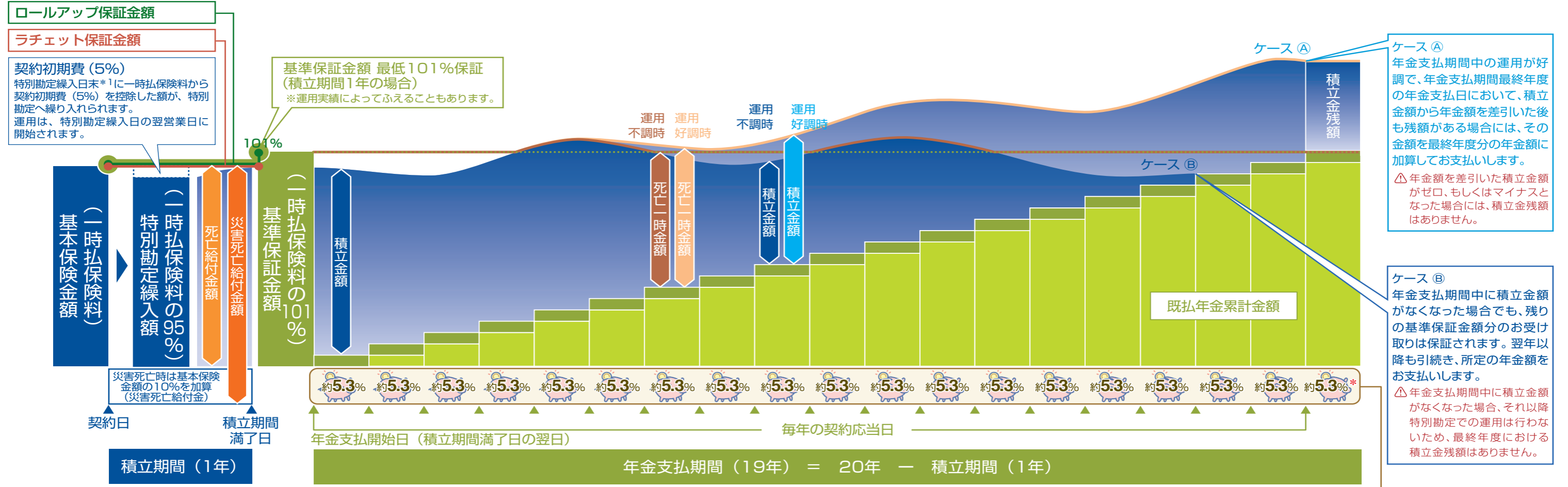
**ポイント 2** **受け取りながらふやす！**  
**特別勘定で運用しながら受け取る年金**

- 年金支払期間中も特別勘定での運用を継続することにより、年金受取総額がさらに増加する可能性があります。
- △ 特別勘定の運用状況によっては積立金額がなくなる場合や、増加しない場合があります。
- △ 年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

**ポイント 3** **ふやして受け取り！**  
**特別勘定年金でお受け取りいただく年金受取総額は、積立期間に応じて基本保険金額の101～110%を最低保証**

- 「ロールアップ保証機能」により、基準保証金額が、積立期間に応じて最低101%から最大110%まで増加します。
- 積立期間中の運用が好調な場合は、「ラチェット保証機能」により、基準保証金額が増加する可能性があります。
- △ 「ロールアップ保証機能」により、年1% (単利) ずつ基準保証金額が増加する期間は、積立期間中のみで最長10年間です。
- △ 解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。

● イメージ図(積立期間1年の場合) ● ※積立期間満了時において、ロールアップ保証金額(一時払保険料の101%)が基準保証金額となった場合。



\*1 「アクサ フィナンシャル生命が契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ フィナンシャル生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。  
 ※年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。

**基準保証金額とは？**

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」の、合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 年金支払開始日の基準保証金額は、右記のうち最も大きい金額となります。

△ 基準保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。  
 △ 基準保証金額が最低保証されるのは、特別勘定年金でお受け取りいただく場合に限られます。

年金支払開始日における  
ロールアップ保証金額

年金支払開始日の直前の  
契約応当日における  
ラチェット保証金額

年金支払開始日前日における  
積立金額

**● 特別勘定年金額の算出方法**

**特別勘定年金額 (円未満切上げ) = 基準保証金額 ÷ 年金支払期間**

(上記イメージ図の場合：積立期間1年、年金支払期間19年)

**約5.3% \* = (一時払保険料の101%) ÷ 19年**

\* 上記のイメージ図に記載されている数値は一時払保険料に対する毎年の年金額の割合です。

資金がご入用となりご契約を解約する場合でも、解約払戻金額に解約控除はかかりません。  
 △ 解約払戻金額は、運用実績や諸費用等により一時払保険料を下回る場合があります。